

～農産物の魅力を発信するプロモーション活動をしませんか～



いちのせき

農産物アンバサダーを募集します!!

市では、市内産農産物の魅力を広く発信するため、農産物に関する専門的な資格を生かし、農産物の魅力を発信するイベント等に参加するなど地域の中心となって農産物プロモーション活動に取り組む方を募集します。

※「いちのせき農産物アンバサダー」は、市が市内産農産物の魅力発信やPR活動に取り組む方を認定する制度（任期2年間）

☆募集期間

令和8年4月20日（月）～令和8年6月30日（火）

☆募集人数

2名（すでに資格を取得されている方、もしくは、新たに資格を取得予定の方）

☆対象者

次の項目を全て満たす方

- ①市内に住所を有する方、または市内の事業所に勤務する方
- ②野菜ソムリエ等の農産物に関する専門的資格を取得（もしくは今後取得）し、市が認定する「いちのせき農産物アンバサダー」として登録を受け、市内産農産物の魅力発信事業等に協力し、地域のために活動できる方

☆専門的資格

補助対象となる資格は、次のいずれかに該当するものとなります。

- ①野菜ソムリエ（一般社団法人日本野菜ソムリエ協会が認定する資格）
- ②フードコーディネーター（特定非営利活動法人日本フードコーディネーター協会が認定する資格）
- ③その他 農産物に関する専門的資格（市長が認めるもの）

☆補助内容

農産物に関する専門的資格を取得予定の方で、資格取得後、新たに「いちのせき農産物アンバサダー」として活動に協力いただく方に対し、農産物に関する専門的資格の取得に要する経費（講習受講料、認定登録料及び試験料）の一部を補助します。
○対象経費の1/2以内、おひとり50,000円を上限（千円未満切捨て）

☆申請書類

申請書類は、市公式ホームページからダウンロードできます。

- (1)いちのせき農産物アンバサダー認定申請書
- (2)補助金交付申請関係

様式第1号 補助金交付申請書
様式第2号 事業計画書

取得予定の資格の内容が分かるもの（資格の要項等の写し）

その他（市内に住所を有する方は納税証明書等の写し、市内の事業所に勤務する方は勤務していることがわかるもの等）ご不明な点はお問い合わせください。

※補助金は資格取得後に交付します。資格を取得できなかった場合、補助金の交付は取り消しとなります。



（応募フォーム）

＜お問合わせ・提出先＞ 一関市農林部 生産流通課 地産地消・外商係

〒029-8501 一関市竹山町7-2 TEL 0191-21-8317

花泉支所産業建設課	〒029-3105	花泉町涌津字一ノ町 29	電話：82-2908
大東支所産業建設課	〒029-0711	大東町大原字川内 41-2	電話：72-4081
千厩支所産業建設課	〒029-0803	千厩町千厩字北方 174	電話：53-3962
東山支所産業建設課	〒029-0302	東山町長坂字西本町 105-1	電話：47-4523
室根支所産業建設課	〒029-1201	室根町折壁字八幡沖 345	電話：64-3806
川崎支所産業建設課	〒029-0202	川崎町薄衣字諏訪前 137	電話：43-3601
藤沢支所産業建設課	〒029-3405	藤沢町藤沢字町裏 187	電話：63-5317